

御農振第 12号  
平成28年4月1日

岐阜県行政書士会  
可茂支部長 様

御嵩町長 渡邊 公夫  
(公印省略)

### 農振法による農用地区域除外申請について

日頃は御嵩町の農政に格別なご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、今年度の農用地区域除外申請受付については、平成28年5月2日から5月31日までとしましたので、貴会員各位にご周知くださるよう、よろしくお願い致します。

ご承知のように「農業振興地域の整備に関する法律」により、農業振興地域内の農用地区域は優良農地を確保しつつ農業の振興を図るために定められた区域であり、その区域内の農地を農地以外の目的で転用することは厳しく制限されています。

このため、農振除外にあたっては農地関連法等の適正な運用の基に、その妥当性を厳密に審査し、公正で的確な判断をする必要があります。

については、申請書の作成にあたり下記に留意されますようお願い致します。

### 記

- 1 特に明確に記入していただく内容
  - 申請土地の具体的な利用計画
  - 申請土地を選定した理由及び他の代替地の検討経過
- 2 作成時の注意
  - 誓約書、始末書（無許可の場合）は、本人の意思を確認するため住所、氏名が自署捺印されたものであること。

担当：御嵩町役場農林課農業振興係

TEL 0574-67-2111 (内線 2141)

担当：渡辺